

京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム
「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

現代科学・技術・芸術と多元性の問題

PaSTA

Plurality and Science, Technology, Art

Newsletter

No.14 (2005/10/19)

涼しく過ごしやすい季節になりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
本年度第2通目になります、PaSTA 研究会ニューズレター(第14号)をお届けいたします。
今号では、7月と9月に行なわれた3回の研究会について、ご報告申し上げます。

活動報告

第 26 回 PaSTA 研究会：「視覚を通した規範と指令」

日 時： 7月21日(木)午後 2:00-5:30

場 所： 京都大学文学部東館 4 階 COE 研究室

趣旨説明：神崎 宣次 氏 (京都大学大学院文学研究科 COE 研究員)

「「視覚を通した規範と指令」という問題設定について」

発 表：清水 寛之 教授 (神戸学院大学 人文学部)

「視覚シンボルを用いたコミュニケーションシステムと規範・指令の問題」

亀井 伸孝 氏 (関西学院大学 COE 専任研究員)

「手話言語における規範と指令」

司 会：喜多 千草 助教授 (関西大学 総合情報学部)

発表要旨およびコメント：

神崎氏(提題者) コメント

一目見てそれが何を言っているかわかるようデザインされたモノには独特の魅力がある。トイレの男女の別を表示するためなどに用いられるピクトグラム(絵文字)や、コンピュータで用いられるアイコンや、ある種の標識やシンボルやサインなどを眺めるのは、それだけで一つの愉しみといえるのではないだろうか。

またこれらのモノは有用でもある。一目見てわかるということは、その内容について誰でも理解できるということと、間違いようがないということを意味するが、この二つの特徴はさまざまな場面で有効に利用されている。ちょうど現在愛知県で万博が開催されているが、歴史的にいえばピクトグラムの有用性が広く認識されたのは、大阪万博と東京オリンピックという日本で行われた二つの国際的イベントによってであると言われている。どこに何があるのか、あるいはどちらに行けばいいのかといった指示をどの国から来た人でも間違いなく理解できるようにするには、通常の言語やそこで用いられる文字よりも絵文字やシンボルによる表示の方がわかりやすいだろう。

このような考え方の源流は哲学者オットー・ノイラートにあるとされる。彼は1925年にウィーンに社会経済博物館を設立したが、そこで統計を視覚的に展示して子供でも理解できるようにするための統一図案「ウィーン方式」を考案している。さらにその後には現代的なピクトグラムの原点といわれるISOTYPE(International System of Typographic Picture Education)を考案し、彼が構想していた統一科学百科事典でもこれを用いることを考えた。つまり彼は、子供にもわかりやすく、どこの国の人間でも理解可能であるようなシンボルを使って国際的な教育や啓蒙を行うことを考えていたのである。

だが、この種の考え方に対しては次のような疑問が提出されてしかるべきだろう。すなわち、「わかりやすく」あるいは「理解可能なように」デザインされたシンボルは本当にわかりやすいのだろうか。この疑問を検討する手始めとして、まずシンボルのデザインがどのような原則に従って行われるかを考えてみることにしよう。素朴に考えればそのような規則として、1)象形文字の場合のようにそれが表わしている対象を象るか、2)何を表わしているかは規約によって決定されるか、の二つが考えられるだろう。

とりあえず何らかの具体的な事物を示すシンボルについては、象形的にデザインすればいいと言ってよいように思われる。問題は抽象的なことがらを表わすシンボルである。たとえば「通行禁止」を表わす道路標識が「通行禁止」を表すのは、そのように取り決められているからにすぎない。ここで次のように言いたくなるかもしれない。つまり、抽象的なことがらを表わすシンボル(具体的なものを表わすピクトグラムに対してイデオグラムと呼ばれる)は、具体的なものを表すシンボルほどわかりやすくはない、と。だが同じ抽象的なことがらを表わすシンボルでも、「右へ曲れ」という標識は「通行禁止」の標識よりも一目でわかりやすいようにも思われる。とすると、抽象的なことがらがシンボルとして視覚的にデザインされる仕方にはどのようなものがあるのかという問題が興味の対象として浮んでくることになる。

これがこの研究会の基本的な問題設定であった。シンボルとして表される抽象的なことがらの全てを対象としてとりあつかうわけにもいかないの、この研究会ではその中で規範や指令や指示に関するものだけを対象とすることにした。これは研究会の企画者である私の専門が倫理学であることに基づいた必然的な選択であるが、それによって議論が必要以上に狭められてしまう恐れもなかった。だが、心理学、人類学、そして技術史という人文学の異なった分野でそれぞれ研究をされている御三方に講師をお願いすることができたおかげで、企画者が最初に想定していたよりもはるかに豊かな内容の研究会となった。この場で改めてお礼申しあげたい。

なお当日の研究会では、まず清水氏にPICシンボルについての発表を、それから亀井氏に手話についての発表をしていただき、その後で喜多氏にアイコンに関する説明と御二方の発表に対するコメントをしていただいた。また討論においては、発達の場面での使用、一般的使用と個人的使用の区別、ローカル性と普遍性、標準化、当のシンボル以外に理解のために利用されるリソース、反復可能性、視線、礼儀、などの観点か

ら問題の検討が行われた。

「視覚シンボルを用いたコミュニケーションシステムと規範・指令の問題」

清水 寛之 教授

現在、日常生活で音声言語によるコミュニケーションに困難を抱える人たちのために、さまざまな補助代替コミュニケーション手段 (Augmentative and Alternative Communication; AAC) が利用されている。そのなかで、PIC (Pictogram Ideogram Communication) は、知的障害や身体障害をもつ人たち向けに、S. C. Maharaj によって 1980 年にカナダで開発されたコミュニケーションシステムであり、世界二十数カ国で用いられている。私たちの研究グループ (日本 PIC 研究会) は、このシステムの日本での利用に向けて、指導マニュアルの翻訳、PIC シンボルの改訂・増補・評価、指導事例や活用方法の実践報告など、理論的考察と実証的検討の両方を積み重ねてきた。また、PIC の応用可能性に着目して、国際化、高齢化、高度情報化といった現代社会を特徴づけるいくつかの社会変化に関連した PIC の活用方法の発展について検討してきた。今回の発表では、まず最初に、視覚シンボルを用いたコミュニケーションに関する全般的紹介を行い、PIC の起源と背景、PIC の開発、日本への PIC の導入、日本版 PIC の研究と開発、日本版 PIC の普及と発展といった視点から PIC の解説を行った。次に、対人コミュニケーションの要素・次元として、呼びかけ・あいさつ・謝辞・返礼、記述・陳述、疑問、命令・指示・誘導・提案・要求・願望・依頼、禁止・許可・規範、の 5 つを取り上げ、それぞれ PIC においてどのように表現され得るかについて検討した。さらに、主として言語障害をもつユーザにおいて音声言語に代わるコミュニケーションツール (あるいは、音声言語の学習に役立つツール) として PIC が用いられる場合と、障害をもたない一般ユーザにおいて言語的コミュニケーションを支援する目的で PIC が用いられる場合とで、いくつかの点で特徴的な違いがあることを指摘した。

「手話言語における規範と指令」

(Norms and orders among signers)

亀井 伸孝 氏

<kamei@kwansei.ac.jp>

本発表では、ろう者が話す手話言語における規範 / 指令の問題を取り上げる。私はアフリカのろう者コミュニティ形成史などに関する文化人類学的研究をしており、規範や指令に関わる問題については、ほんの話題提供にとどまってしまうこととお許しいただきたい。

手話言語 (手話) は、耳の聞こえない人々の集まりの中で形成された視覚的な諸自然言語の総称である。手話は具象的な身ぶりではなく、固有の文法を備えた言語の体系で、しかも地域によって異なる諸言語である。手話は手や顔の表情を用いた視覚的言語なので、音声をいっさい用いないことが特徴である。

はじめに、手話言語における「命令」「禁止」など、規範 / 指令に関わる表現の特徴を概観する (言語内の規範 / 指令)。日本手話とアメリカ手話の語彙のうち「命令」「必要」「義務」「規則」「禁止」などの単語を見ると、(1) 手が身体に接触したり圧迫したりする、(2) 指の先が相手の方向に動く、などの共通の特徴をもったいくつかのグループが見受けられる。言語の恣意性という観点から、手話言語学ではふつう手話単語の身体性や語源を詮索しないことになっているが、明らかな類似点が見られる場合、普遍的な身体性が関わっている可能性を考えることもできるだろう。また、一致動詞や非手指要素 (いずれも手話言語特有の文法) に関わる命令・禁止の例でも、相手の空間的な位置が規範的表現の要素として含まれている様子を見ることができる。

ついで、ろう者の会話におけるマナーなど、手話の会話それ自体を成立させる前提としての規範 / 指令に

関わる文化要素を例示する(言語外の規範/指令)。手話話者どうしが話す時は、相手の目を直視して話すというマナーがある。会話中に目をそらしたら、意図的に会話を遮断したり相手を軽視したりする態度だと受け取られてしまう。たとえば新幹線の窓越しに手話で話すという状況があるが、それは「ガラス越しに話ができる」という自由を得るだけでなく、「目が合ったら最後、会話から逃げられない」という束縛を受けることでもある。横断歩道の向こう側に知人を見つけた時も同様だ。目が合った瞬間から遠距離での会話場が成立する(してしまう)ため、相手を無視すべきでないという規範が適用される。この他、手話話者が周囲の人目を意識して話し方を変えることがあるが、周りがろう者(手話が分かる人たち)の場合と聴者(手話が分からない人たち)の場合とで配慮のしかたが異なっている。

以上をまとめると、手話言語は恣意性を含む体系であるため、決して「見て分かりやすい身体表現」ではない。ただし、いくつかの例から考えると、普遍的な規範の視覚的表現を要素として含む諸言語なのかもしれない。一方、ろう者の文化に埋め込まれた規範としては、視覚的言語特有の会話場にまつわる規範のほか、言語的マイノリティというろう者の社会的立場に関わる規範がある。ろう者における倫理は社会的状況と切り離して論じられないため、そこには人類学・社会学が関わりうる問題群があると思われる。

[文献]秋山なみ・亀井伸孝. 2004. 『手話でいこう: ろう者の言い分 聴者のホンネ』京都: ミネルヴァ書房.

亀井氏 コメント

私の発表が、研究会の目的「視覚的記号による分かりやすさの検討」にどのような貢献ができたのか、はなはだ自信がない。なぜなら手話は「ちっとも分かりやすすくない」体系だからである。

手話言語がその語彙と文法の体系で作り出す意味世界は、ネイティブや熟達した話者にとっては複雑かつ深遠な世界だが、その言語を獲得していない人が見れば、意味不明な手の動きの連鎖にすぎない。そもそも手話を話さない人にとって、手話会話の手の動きはあまりに速すぎて、目で追うことすら難しい。今回ご紹介した事例は、外部者にとってきわめて理解しづらい大きな体系のほんの一部を、ビデオの一時停止でご覧に入れたようなものだけということをご理解いただければと思う。

PIC 作成に関する報告(清水さん)については、象形文字が誕生する瞬間に立ち会ったような新鮮な感動を覚えた。PIC はその成り立ちから言って、手話言語の対極にある体系だと言えるだろう。手話言語が、聞こえない人々の間で、恣意的、抽象的な記号として成立し、特定地域のろう者コミュニティ内で話されるのに対し、PIC は、専門家が、具象的な図像を用いて、分かりやすさを念頭に、広く理解してもらうことも想定しつつ考案されている。

「目で見える記号」という以外の共通性がない両者が今回出会ったことで、かえって私は手話言語の特性を強く意識してしまった。ただし、その異質性をふまえた上で、言語から非言語にいたるありとあらゆる記号やシンボルを収集・分類し、PIC と手話言語を両端に置いた「視覚的記号マップ」でも作ってみてはどうだろうか。視覚の卓越した *Homo sapiens* の文化創造能力を見渡すことのできる、面白い図ができるかもしれない。

異種格闘技のごとき刺激的な研究会にお招きいただきましたこと、関係各位にあらためてお礼申し上げます。

喜多助教授 コメント

私は、かつてPaSTA第二回研究会で、デスクトップ・メタファーと呼ばれるパーソナルコンピュータの作業空間をデスクトップ(事務机の上)とみなすメタファーの生成過程について話す機会を与えて頂いたことがある。当時は、PaSTA が哲学、倫理学、美学、科学史学で共同研究を行う場であると聞いて、コンピュータ史という専門の中から、そうした横断的領域の問題を含んでいると思われるテーマを選んでみたつもりだった。しかし、それほど異分野に刺激を与えることが出来たという手応えがあったわけでもなく、己の力不足を恥じつつ報告

を終えた次第であった。ところが今回「あの話をもう一度してくれないかな」と再び声を掛けられ、二年ほどして木霊が返ってきたような喜びを覚えた。

実は、現在、情報学系の研究者が中心になって推進している、異文化コラボレーション・ツールの開発プロジェクトに参加している。その縁で多言語環境での意思疎通に絵文字を使う子どもたちのグループの存在に出会った。こうした過程を支援しようとするとき、アイコンがそうであったように、グローバルな意味交換可能性を最大限にすくい上げようとするのが工学的であるようだ。しかし、とりあえず意思疎通出来るというレベルで留まれば、もちろん研究は細るのである。そういうとき、今回の研究会のように、「視覚的記号」を介して意味交換することをめぐる論点を慎重に抽出しようとする営みが意味を持ってくるように思う。

PIC についての清水報告、手話についての亀井報告には、それぞれ興味深い思索の機会を与えて頂き感謝している。清水報告が示した、文化的背景よる PIC 体系の多様性の問題と、亀井報告が示した、手話がたくさんの方言をもちながらも、交流によってピジンをつくりやすい言語であるという事実などが、視覚的な意味交換のもつ二面性について考えさせてくれた。今回も私はまたもやそれほどお役にも立てなかったが、参加者がおぼろながらも問題領域の存在を感じることができたのだとすれば、それはお二人の報告者のお力によるものである。今回のテーマ設定は、少なくとも私には大変興味深かった。企画者の神崎さん、オーガナイザーの水谷先生にこの場を借りてお礼申し上げたい。

第 27 回 PaSTA 研究会：「ケアについて 社会との関係と歴史的考察の試み」

日時： 9月17日(土)午後 2:00-5:30

場所： 京都大学文学部東館 4 階 COE 研究室

発表：天田 城介 助教授 (熊本学園大学 社会福祉学部)

「社会のケア/ケアの社会 ケアはいかにして語る事が可能か？」

沢崎 壮宏 氏 (大阪教育大学 非常勤講師)

「母性神話の終焉に見出されるケア倫理の可能性

エリザベト・バダンテール「付け足しの愛」における母性神話の終焉」

竹中 利彦 氏 (京都市立看護短期大学 非常勤講師)

「ケアの倫理は誰が担うのか」

司会：三谷 尚澄 氏 (京都大学大学院文学研究科 COE 研究員)

発表要旨および発表者コメント：

「社会のケア/ケアの社会

ケアはいかにして語る事が可能か？」

天田 城介 助教授

0. ケアと社会 という記述の陥穽？

- 「ケアが社会を変える / 変えない」という言説群(ケア論と社会論の接続)(cf.広井 2003)
「ケア 社会(ケア決定論) / 社会 ケア(社会構築主義)」(cf.佐藤 2002、北田 2005)
ケアと社会が因果的な関係を取り結んでいるという構図を共通前提とする。
- 後期ルーマンの周到な戦略(『社会の法』『社会の経済』『社会の芸術』『社会の社会』)
- 「原因 (性別・年齢 / 世代・階層・人種...)」「出来事 X」という想定(あるいは「様々な行為領域を包摂する何か、あるいは個別的な行為領域を規定する何か」とは異なる思考
- 問われるべきは「社会のケア / ケアの社会」と呼ぶべき問題系である(ケアと社会)。

1. ケアの固有性は別出し得るのか？

- 法(システム)は 合法 / 非法 というコードをもつ社会(システム)であり、経済(システム)は支払う / 支払わないというコードをもつ社会(システム)である。そして、合法 / 非法 支払う / 支払わない という区分は「閉じられている」。実際、その形式においては、例えば「合法 / 不法 / 不真面目」といった組み合わせは意味をなさない(馬場 2001:27)。
- ケアのコードは「よく生きる well-being / 悪く生きる ill-being」(堀江・中岡 2005:184)なのだろうか？ ケアとは特定の二項コードによって閉じられたシステムであるのか？
当該区分によって「ケアの固有性」「ケアの固有の特性」を指し示し得るのか？
恐らく、当該区分によって「ケアの固有性」を確定するのは困難である。なぜなら、「よく生きる / 悪く生きる / 不真面目に生きる / ネチネチと生きる...」といった組み合わせがそれなりに意味と現実性をもってしまいうえに、その区分は「開かれている」と言えるからだ。あるいは、「ケアをwell-/ill-beingという区切り方を通じた事態へのかかわり、またそのようなかかわりによって事態を変化させようとする営み」と定義するならば、「ケア」以外の「かかわり」にも同様の定義が当て嵌まるため、「ケアの固有性」を確定したことはない。

- したがって、「ケアの倫理」と呼ばれるケア論の多くは(固有性を捉えることができないケアを介したコミュニケーションにおける倫理を考察する)という、相当にアクロバティックな企てを行っていることになる。(なお、上記の点は、メディア論における「固有性」問題を実に卓越した分析をしてみせた北田(2005)の論考に全面的に依拠している)

だとすれば、ケア論は「ケアの固有性」を剔出し得ぬまま そのことに無自覚なまま、易々と「ケアが社会を変える」「社会がケアを作り出す」と語るが、それらは論理的に「社会が社会を変える(作り出す)」と同語反復的な言及をしているに過ぎないことになる!

2. そもそも 社会 とは何なのか?

- 社会システムの三類型「相互作用システム/組織/全体社会システム」
- 行為が何であるか、つまり行為の意味はそれが何と関係づけられているかによる。何が - いかなる行為であるかは、それが接続する文脈による(佐藤 2005:104)。「その場性 *Anwesenheit*」。
相互作用システムはその場性に基づく対面状況において見出される。(おしゃべりに典型的に見られるように、すぐ前の話題以外を参照枠組/コンテクストにできないのだ!)
- それに対して、「組織というシステムでは、あるふるまいに対して物理的隣接性以外の参照鍵、例えば特別な口調や職位への言及によって関係づけを付与できる。それが相互作用システムに比べて、はるかに高度な複雑性を保持可能にする。例えば、過去のある行為をよびだし、接続することもできる。それによって、システムとしての同一性を保持したまま、すなわちシステムの作動への一般的信頼を保持したまま、やり直しができる」(佐藤 2005:109)。
だが、厳密には「組織の行為」と「個人の行為」は弁別不可能である(詳細は省略)。
- 全体社会システムとは「コミュニケーションに相互の到達可能な全ての行為の包括的システム」(Luhmann 1975)である。つまり、全ての行為を包摂した概念であると同時に、ある行為は別の行為に「接続(言及)することで、その行為を行為たらしめ、かつそれによって自らも接続(言及)されたことになって、行為たらしめられる」(佐藤 2005:114)。その意味で、外部の何かが行為の意味が規定しているのではなく、行為の産出は *autopoietic* である。
- 「行為 - コミュニケーションは事後的に他者によって成立する。したがって他者が言及しえない状況で行為 - コミュニケーションを考えることは無意味なのである」(佐藤 2005:114)。
- 上記の点は、相互作用システムや組織の本質でもある。問題は「行為 - コミュニケーションの事後成立性 = 他者依存性」ではなく、「行為 - コミュニケーションがある」と言えばよいところで「システムがある」と主張しているからだ。(「対面の意味生成」ではダメなのか?)
- だが、今度は「行為 - コミュニケーションがある」と言うだけでは、コミュニケーションの意味が本源的に確定し得ない偶有性を縮減 = 処理する仕組みを想定する必要がなくなる。それはそれでよいが、そうすると当の社会学者が「コミュニケーションは本源的に偶有的なものだ」という主張(行為)の意味もまた確定することができないはずだ。

システム論自体が行為 - コミュニケーションの不確実性をあたかも(暫定的に)消去できるもの・消去すべきものとする事でシステムという次元を導入している(佐藤 2005:115)。

超越論的視点の密輸入によって「システムがある」ように見えてしまっているのだ!

素朴な社会实在論/素朴なコミュニケーション实在論あるいは疎外論の密輸入。

3. ケアの社会 あるいは ケアの社会 はいかにして語り得るのか?

- ケアの固有性を問わず、ブラックボックスに入れて巧妙に回避する戦略
- 事実性を端緒する戦略(「根拠は分からないが、事実としてこうなのだ」という地平から語る)
- ケアの間における「行為 - コミュニケーションはある」を淡々と記述する確信犯的な戦略

【文献】

- 天田城介, 2003. 『老い衰えゆくこと の社会学』多賀出版.
. 2004. 『老い衰えゆく自己の / と自由 高齢者ケアの社会的実践論・当事者論』ハーベスト社.
馬場靖雄, 2001. 『ルーマンの社会理論』勁草書房.
遠藤知己, 2000. 「言説分析とその困難 全体性 / 全域性の現在の位相をめぐって」『理論と方法』15(1):49-60.
. 2002. 「言語・複数性・境界」『思想』940:116-130.
広井良典, 2003. 『生命の政治学 福祉国家・エコロジー・生命倫理』岩波書店.
堀江剛・中岡文成, 2005. 「臨床哲学とケア」川本隆史編『ケアの社会倫理学 生命倫理の組み替えのために』有斐閣, 181-200.
川本隆史, 2000. 「自己決定権と内発的義務 生命圏の政治学 の手前で」『思想』908:15-33.
北田暁大, 2003. 『責任と正義 リベラリズムの居場所』勁草書房.
. 2005. 「『メディア固有の特性』を語ることの倫理と論理」『Inter Communication』No.53:62-70.
Luhmann N., 1975. *Soziologische Aufklärung 2*. Westdeutscher.
. 1984. *Soziale Systeme*. Suhrkamp = 佐藤勉ほか訳, 1992/1995. 『社会システム論(上・下)』恒星社厚生閣.
. 1997. *Die Gesellschaft der Gesellschaft*. Suhrkamp
最首悟, 1998. 『星子が居る 言葉なく語りかける重複障害者の娘との 20 年』世織書房.
佐藤俊樹, 2000. 「『社会システム』は何でありうるのか N.ルーマンの相互作用システム論から」『理論と方法』15(1):37-48.
. 2002. 『00 年代の格差ゲーム』中央公論新社.
. 2005. 「閉じえぬ言及の環 意味と社会システム」盛山和夫・土場学・野宮大志郎・織田輝哉編, 『社会 への知 / 現代社会学の理論と方法(上)』101-120.

天田助教授 コメント

報告者たる私の発表の目的は、社会のケア あるいは ケアの社会 という問いを立てた上で、「事実命題(～である)」と「価値命題(～べきである)」をいかに接続することが可能かという社会学における(難問)を提示することであった。換言すれば、「ケア決定論」でも「ケアの社会的構築論」でもない、ケアと社会の因果性という構図とは異なる位相で ケアの社会 あるいは 社会のケア をどのように語ることが可能であるのか、を考究したものである。

そのための前段の論考として、「ケアとは一体何であるのか(何でないのか)?」という「ケアの固有性」を剔出することが可能かどうかという初発の問いに「それは困難である」という回答をした上で、「ケアの倫理」を謳うケア論の多くが「固有性を捉えることが困難なケアを媒介としたコミュニケーションにおける倫理を考察する」という、かなり強引かつ飛躍した論理展開をしていることを明示した。そして、その上で、「行為 - コミュニケーションの事後成立性 = 他者依存性」あるいは「行為 - コミュニケーションがある」と主張すべきところで「システムがある」という超越論的視点の密輸入が遂行されていることを論じたものである。

本報告の問題提起は沢崎氏の「母性神話の終焉に見出されるケア倫理の可能性」や竹中氏の「ケアの倫理は誰が担うのか」という問題系とも密接に絡み合う問題であり、それらを通約する問いは「社会的に作られたという事実はその善し悪し(肯定・否定)を意味しない」という問題である。そのことは研究会を通じて終始議論された。その意味でも「事実と価値をいかに架橋することが可能か」という根源的な問いを再確認した研究会であったと言えるだろう。

「母性神話の終焉に見出されるケア倫理の可能性

エリザベト・バダンテール『付け足しの愛』における母性神話の終焉

沢崎 壮宏 氏

ナースが母性を象徴するという思い込みは、看護研究においてもはや真面目に取り上げられる話題ではないとしても、やはり一般的には根深いもので、看護実践においてそのような思い込みの効果を考慮に入れておくことは今後とも重要であるだろう。実際、看護実践のある教科書はその冒頭で、ナースに母性を象徴させ

る世間の思い込みについて覚悟するよう、その読者[未来のナース]に呼びかけている¹。というのも、母性を象徴しているからこそ、ナースは好かれもし、嫌われもする。いわゆる母性愛を期待する患者もいれば、その馴れ馴れしさこそが気に入らないという患者もいるのである。

しかしながら、他方で、その同じ世間が母性の存在を疑いはじめている。「母性」という語が相変わらず普通に用いられつづけているとしても、その自然本性としての含意は随分と骨抜きになってしまったのであり、その永遠の普遍性も性とのアプリアリな不可分性もはや真剣には受け取られていない。ポーヴォワールが『第二の性 *Le deuxième sexe*』(1949)で「女に生まれるのではなく、女になるのだ」と叫んで以降、新大陸で女性解放運動が盛り上がり、フロイトの継承者たちが作り上げてきた女らしさの概念、受動的で、マゾヒストで、ナルシシストな女性という思い込みはその権威を失いはじめた。そして母性との結びつきの偶然性を暴き、その神話に止めを刺したのがエリザベト・バダンテール(Elisabeth Badinter)である。その処女作『付け足しの愛 *L'amour en plus*』(1980)²は「母性愛が本能でない」と宣言し、フランスに大論争を巻き起こしたのであった。

われわれは、そこで、『付け足しの愛』の論述に従ってその内的論理を浮き彫りにしつつ、バダンテールによる母性神話解体のプロセスを再現してみたい。まず、最初のフェミニストを17世紀の才女(*précieuses*)に同定し、彼女たちが同時代の社会全体からどれほど嫌われていたかを見よう。そのような社会的嫌悪のおかげで、18世紀の女哲学者たちの努力はことごとく水泡に帰したのであった。次に、そのような嫌悪を正当化する神話として、ルソーが「自然」を持ち出してくる様子に注目する。「自然」に基づく性役割分担は、その後、19世紀には聖別されて宗教の教えとなり、20世紀にはとうとう学問[精神分析学]にまでなった。

バダンテールの議論をこうして再現した後、われわれは漸くナースの話に戻ってくる。われわれは、最後に、母性神話が崩壊した後の社会において、その母性をそれまで象徴してきた[象徴するよう余儀なくされてきた]ナースに迫られている態度決定について考えてみたい。というのも、性役割分担がすでに流動化しはじめていることを指摘するバダンテールの、最後に投げかける問いがとても興味深い。彼女は、最後、そのような性役割のキャンセルが子供の心の発育に与える影響について問いかけ、結局のところ、その答えを保留している。性役割に差のない両親に育てられた子供は果たして、精神分析学が予言するように、心を病む悲惨な運命にあるのだろうか、それともアリストファネスの神話を実現するユートピアの住人[アンドロジナス]なのだろうか。要するに、性役割分担のドグマを解体した後、その後の社会的役割の配分についてはまだ全くの白紙状態であり、だからこそ、今、ナースの社会的役割あるいは社会的身分について考え直す絶好のチャンスなのである。そして、ここにこそ、哲学者の発言する余地があるのではないだろうか。

沢崎氏 コメント

自分の発表のことは棚に上げて先ず率直な感想から述べさせてもらうならば、ジェンダーに関する議論が相変わらず真剣に受け止められていないように思われたことに大きな不満を感じさせられた。ナースという現実にも最もジェンダー・バイアスの掛かっているであろう職業あるいは社会的役割の一つを話題にしておきながら、そのことがまるで完全に解決済みであるかのように無視されているような気がしてならなかったのである。そもそも、女性が大半を占めるであろうケアの現場について報告する発表者が男性であり、その報告についてコメントする質問者もまた男性ばかりであった。ケアの現場から多くの女性の生の声を集めたであろうチャンプリスの議論に話が及んでも、会場に見られた女性たちの一人として議論に参加することはなかった。女性の

¹ Martha J. Franklin 『フランクリンの英語で学ぶ看護』(メジカルフレンド社、2000年)は、社会が看護師について抱くメタファーの筆頭に母性を挙げている：「看護は母性(mothering)のメタファーである。母親の行動はナースの行動に似ている。母親はケアし、慰め、触れ、看護する。ナースもまたケアし、慰め、触れ、看護する。大人は、しかしながら、自分が母親を必要としていること、自分が子供であることを思い出したがらない。世間の大人は、だから、ナースといると居心地が悪い」(p. 4)。

² Elisabeth Badinter, *L'amour en plus – histoire de l'amour maternel, XVII^e – XX^e siècle*, Paris, Flammarion, 1980 ; 『プラス・ラブ 母性本能という神話の終焉』、鈴木晶[訳]、サンリオ、1981年。[『母性という神話』と改題して筑摩叢書に収録されている]。

参加を許さないこのような進行の具合そのものの中にすでにケアに関する最初の問題が孕まれているように思われるのだが、…。もっとも、その点に関して十分な注意を喚起できなかった私も同罪であるし、その点にこそ哲学者の発言の余地を見出そうとした私の発表についても、批判された通り、全くもの足りないものでなかった。ケアについて哲学を論ずる可能性の条件を見出した(?)ことに甘んじてしまい、その先の実質的なケア倫理については何も提言できずに終わってしまったからだが、そのせいでパンチ力をまるっきり欠いた発表となってしまったことについては反省しなければならない。だが、それにしても、まずはジェンダーに関してもっと真剣に議論が尽くされるべきなのではないだろうか。

「ケアの倫理は誰が担うのか」

竹中 利彦 氏

今回の発表では、ケアの倫理というものがあるとすれば、誰がそれを実践するのかについて、特にフランスの哲学者バダンテールとアメリカの社会学者チャンプリスの学説を紹介しながら、考えてみたい。バダンテールは、ケアの倫理についてではなく、ジェンダーの形成について歴史的な考察を行っている。バダンテールによれば、「母性愛」とは本能ではなく、母親と子供の日常的なふれあいの中で育まれる愛情である。同様に、ケアの倫理が女性と、正義の倫理が男性と関係付けられていることも、女性と男性が歴史的にそれぞれのジェンダーに特有な道徳にしたがって生きてきたことによるだろう。つまり、男女それぞれの役割が、これらの倫理間の衝突を生んでいる。チャンプリスは、病院でのフィールドワークによって、ケアの担い手として期待されているナースの実情を描いている。彼によれば、ナースが直面するような倫理的ジレンマは、個人の心の中で起こるようなものではなく、病院での異なる職種間の政治的衝突であることを明らかにする。ここでも、倫理的な衝突は、さまざまな役割の間で起こる。そして、このような倫理的対立において判断を下すのは、ある個人ではなく組織であることが多い、とチャンプリスは言う。したがって、ケアの倫理があるとすれば、それを実践する主体は個人ではなく、たとえば病院の組織全体でなければならないだろう。であるならば、ケアを実行するためには、病院のような組織全体、さらに言えば社会全体の適当な体制作りが求められるだろう。

竹中氏 コメント

発表の際に指摘を受けたことについて、特に二点、コメントさせてもらいたい。

第一に、現状において組織が道徳的主体になってしまっているというチャンプリスの意見について、もしそのようなことが事実だとしても、そこからレジユメの最後に述べられているようなこと、つまり組織こそがケアの実践者であるべきだ、ということ言う必要はない、という指摘について。たしかに、例えば、病院においてケアを行う判断をする主体が病院という組織全体になってしまっているのが現状だとしても、その状況においてむしろナースが自律性を発揮してケアを行おうとすべきだという主張も十分に理解できる。ただ、母性愛が日々の子育ての中から自然と生まれるものであり、また同様にナースにとっても患者に対するケアを行おうとする気持ちが日々の業務の中から生まれてくるものであるとするならば、母性愛にしろナースのケアする気持ちにせよ有益なものであるのだから、それらの気持ちが生かせるような組織、社会の体制であって欲しい、と私は考える。

第二に、倫理の実践の主体が社会全体であるというような意見は、全体主義的な危険をとまなう、という指摘について。たしかに言葉の使い方が軽率だったと思う。ただ、チャンプリスの言うように倫理が個人の葛藤の問題ではなく、異なる職種、部局などの間の対立だとすると、現実的に個人での対処は難しいだろう。その意味で、(第一点に関するコメントでも述べたが)組織や社会の体制作りが必要だと思う。もちろん、そのことに関して個人が発言できないということではなく、むしろ個々人の気持ちや意見をくみ上げる組織、社会であることこそが望ましいだろう。

第 28 回 PaSTA 研究会

京都生命倫理研究会、および科研費研究「応用倫理学各分野の基本的概念に関する規範倫理的及びメタ倫理学的研究」(代表:坂井昭宏北大教授)との共催

日時・会場：9月24日(土)午後1:00-6:00
京都大学百周年時計台記念館 第3会議室
9月25日(日)午後1:00-5:00
京都大学文学部新館 第1講義室

プログラム:

9月24日

講演:

水野 俊誠 氏 (東京大学大学院 医学研究科 助手)

「福利論」

ワークショップ:「公衆衛生の倫理についてのワークショップ」

児玉 聡 氏 (京都大学大学院 医学研究科 助手)

「公衆衛生の倫理学とは何か」

山本 圭一郎 氏 (京都大学大学院)

「公衆衛生的介入と個人の自由 - 公衆衛生におけるパターンリズムの検討から」

佐々木 拓 氏 (日本学術振興会特別研究員:慶応大学)

「公衆衛生プログラムとしての遺伝子診断のもつ倫理的問題 - 自由と責任の観点から」

神崎 宣次 氏 (京都大学大学院文学研究科 COE 研究員)

「公衆衛生の倫理における予防」

相澤 伸依 氏 (京都大学大学院)

「公衆衛生の宣伝 - 普及活動における倫理的問題 - 」

鶴田 尚美 氏 (立命館大学 非常勤講師)

「国際的な公衆衛生研究における倫理的問題」

司会: 水谷 雅彦 助教授 (京都大学大学院 文学研究科)

9月25日

講演:

安彦 一恵 教授 (滋賀大学 教育学部)

「二重結果説のメタ倫理学的考察」

出口 康夫 助教授 (京都大学大学院 文学研究科)

「臨床からの問い 無作為臨床治験の倫理と方法論」

司会: 水谷 雅彦 助教授 (京都大学大学院 文学研究科)

次回研究会の予定

11月の研究会は、ピッツバーグ大学の John McDowell 教授をお迎えし、ご講演していただく予定です。McDowell 教授は 11 月 17 日から 19 日にかけて京都にご滞在する予定ですが、詳細は未定です。プログラムが決まり次第、追ってご連絡申し上げます。

編集後記

当研究会でご発表および司会をしていただいた皆様には、事前にご発表の要旨をお送りいただいたうえ、後日にもディスカッションを振り返ったコメントをお寄せいただき、研究会当日はもちろん、その前後 1 ヶ月以上に渡り多大なご協力を賜っております。この場をお借りして、衷心より御礼申し上げます。

また、大変お忙しいところ研究会に足を運んでくださった皆様、誠に有難うございました。

今後も多くの企画が用意されています。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

長田 蔵人
〔PaSTA 研究員〕

PaSTA 事務局

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科
西洋近世哲学史研究室(担当:長田)

Phone: 075-753-2444

E-mail: pasta-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

Webpage: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/pasta/>